

独立行政法人労働安全衛生総合研究所業務方法書の変更について（概要）

1 概要

当研究所はWTO政府調達協定が適用される調達機関であるが、平成24年3月30日にWTO政府調達委員会において、WTO政府調達協定を改正する議定書が採択され、日本国においても受諾することとなったことから、契約の特例として政府調達に関する事務の取扱いを別に定めることを規定している業務方法書の条文について所要の改正を行うもの。

2 変更の内容

第25条（契約の特例）について、現在記載している「WTO政府調達協定」に加え、「議定書により改正された協定」についても追記するもの。

【参考】

①「WTO政府調達協定」

1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）

②「議定書により改正された協定」

2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（平成26年条約第4号）

※ 「②議定書により改正された協定」は、2014年4月16日から我が国について効力を生じているが、未受諾国との間では、受諾までの間、「①WTO政府調達協定」が適用される。

3 変更の時期

この業務方法書の変更は、厚生労働大臣の認可の日から施行する。